## 九州大学総合研究博物館外国人学者受入れに関する内規

- 第1条 この内規は、九州大学総合研究博物館(以下「博物館」という。) において研究 に従事することを希望する外国人学者の受入れに関し、必要な事項を定める。
- 第2条 この内規において「外国人学者」とは、受入れに関して別に定めのある外国の学者を除く外国人学者をいう。
- 第3条 受入外国人学者は、これを「訪問教授」と「訪問研究員」とに区別する。
- 第4条 受入予定教員は、受入れを希望する外国人学者の履歴及び業績の資料並びに受入 調書を添え、博物館長に申し出るものとする。
- 第5条 外国人学者の受入れは、運営委員会に報告する。
- 第6条 訪問教授又は訪問研究員として研究に従事する期間は、1ヶ月以上1年以内とする。
- 第7条 訪問教授又は訪問研究員は、受入れ調書に記載した研究計画に従って研究に従事 するものとする。
- 第8条 訪問教授又は訪問研究員の本博物館における研究活動については、できる限り便 宜を与えるものとする。
- 第9条 外国人学者の受入れは、随時、これを行うことができる。
- 第10条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会で決定する。

附則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。